

平成30年度社会資本整備総合交付金事業路面下空洞調査業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、古賀市管理道路の車道において路面下の空洞の有無及び範囲を非破壊等にて調査・分析することにより、道路の陥没事故を未然に防止し、安全安心な道路交通を確保することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成30年度社会資本整備総合交付金事業路面下空洞調査業務委託

(2) 業務内容 「平成30年度社会資本整備総合交付金事業路面下空洞調査業務委託特記仕様書」第2章より

ア 一次調査 車道部探査 (L=66.74km)、データ解析

イ 二次調査 スコープ調査 (N=13箇所程度)、データ解析

(3) 履行期間 契約日の翌日から平成31年3月22日まで

(4) 予定額 12,841千円 (消費税及び地方消費税を含む。) 以内

3. 参加資格

(1) 古賀市一般 (指名) 競争入札参加資格等に関する規定 (平成9年4月告示第27号) 第3条による平成29・30年度一般 (指名) 競争入札参加資格者名簿 (測量・コンサルタント等) 「建設コンサルタント (道路)」登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を本プロポーザル参加申込書 (様式2) の提出と同時にを行い、受理された者を含む (共同企業体を除く)。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。

(3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が提出期限以前になされている場合は、この限りでない。

(4) 本市から古賀市指名停止措置要綱 (平成18年3月告示第40号) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号に該当しないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

(7) 平成25年度以降公示日までに完了した業務 (再委託による業務の実績は含まない) のうち、以下に記載する「同種業務」の実績を有する者。

同種業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した業務を対象とする

ア 同種業務：空洞探査車を用いた路面下空洞探査業務

(8) 一次調査に用いる空洞探査車を自社で保有していること。

4. 選定スケジュール

受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

内容	日程	備考
実施要領の公表	平成30年11月16日	ホームページ
参加希望書、質問書の提出期限	平成30年11月26日17時まで	持参又はFAX
質問に対する回答（予定）	平成30年11月29日17時まで	FAX
提出書類の提出期限	平成30年12月11日17時まで	持参又は郵送（必着）
第一次審査（書類審査）	平成30年12月17日	
第一次審査結果通知	平成30年12月18日まで	電子メール及び郵送
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	平成30年12月25日	
第二次審査結果通知	平成30年12月26日まで	電子メール及び郵送

※第一次審査以降の日程は予定である。

5. 書類提出

参加事業者は、以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

平成30年12月11日17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参。持参する場合の受付時間は、毎日9時から17時まで（土・日曜日、祝日を除く。）とする。

(3) 提出書類

番号	提出書類	部数		要件
		正本	副本	
1	参加申込書（様式2）	1	6	
2	企業の業務実績書（様式3）	1	6	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月1日以降の契約で平成30年6月30日までに完了した以下に記載した同種業務の実績（5件以内）。 同種：空洞探査車を用いた路面下空洞探査業務 業務内容が分かる資料及び、契約書の写しを添付すること。
3	管理技術者経歴表（様式4）	1	6	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月1日以降の契約で平成30年6月30日までに完了した以下に記載した同種業務の実績（5件以内）。 同種：空洞探査車を用いた路面下空洞探査業務 業務内容が分かる資料及び、契約書の写しを添付すること。
4	使用探査機材調書（様式5）	1	6	<ul style="list-style-type: none"> 探査機材1種につき1枚作成すること。

5	実施体制	1	6	・様式自由（A4版1枚）。
6	実施方針	1	6	・様式自由（A4版1枚）
7	評価テーマに関する 技術提案	1	6	評価テーマ：路面下の空洞を発見するための留意点。 ・様式自由（A4版2枚まで）。 ※提案内容の根拠等を説明する補足資料を提出することができる。なお、補足資料は提出枚数を限定しない。
8	工程表	1	6	・様式自由（A4版1枚）。
9	見積書	1	6	・様式自由。 ・積算内訳は可能な限り詳細に記載すること。 ・交通誘導警備員は調査に必要な人数記載すること。 ・金額には消費税及び地方消費税を含むこと。

(4) 提出先

〒811-3192 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号
古賀市建設産業部建設課

6. 参加希望、質疑の受付

(1) 参加希望、質疑に係る提出資料

ア 平成30年度社会資本整備総合交付金事業路面下空洞調査業務委託
プロポーザル参加希望書（様式1）

イ 質問書（様式自由）

(2) 提出期限

平成30年11月26日17時まで（必着）

(3) 提出方法

古賀市建設産業部建設課に持参、又はFAXにて提出（FAX：092-942-3758）

※FAXの際は送信後、電話で古賀市建設産業部建設課に連絡すること

（電話：092-942-1117）

(4) 質問に対する回答

平成30年11月29日17時までに、すべての質問に対する回答を、FAXで回答する（予定）。

7. 委託業者の選定方法

「平成30年度社会資本整備総合交付金事業路面下空洞調査業務委託プロポーザル選定委員会」で総合的な評価を行い、本委託契約の交渉順位を決定する。

(1) 評価

ア 提出書類（第一次審査）及びヒアリング（第二次審査）内容について評価を行う。

イ 評価の結果、総合得点の最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、最高得点の事業者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。

ウ 第一次審査（書類審査）

提案された提案書等に対し、選考委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（上位3者）を決定する。

なお、参加申込者が3者以下の場合、全ての者に対し第二次審査を実施することとする。

エ 第一次審査結果通知

第一次審査の結果は、平成30年12月18日（予定）参加申込書（様式2）に記載された担当者あてに電子メールで通知する。

オ 第二次審査（ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、実施し、契約を締結する受託候補者を選定する。

第二次審査はヒアリング（30分程度）、質疑応答（15分程度）とする。

（ア） ヒアリング、質疑応答

a 審査会場への入室者は3名以内とする。

b パソコン、プロジェクターの使用を可能とする、ただし、プロジェクターの貸出は行わず、パソコンは各自で用意すること。

カ 第二次審査結果通知

第二次審査の結果は、平成30年12月26日（予定）参加申込書（様式2）に記載された担当者あてに電子メールで通知し、後日、文書を送付する

（2） 留意事項

ア 受託候補者と契約に向けた交渉を行う。合意に至らなかった場合や失格事項に該当した場合は、次点に選定された事業者と交渉する。

イ 評価に対する不服の申立ては、受け付けない。

（3） 評価基準

評価項目	評価事項	配点
	・ 企業の業務実績 平成25年4月1日以降の契約で平成30年6月30日までに完了した同種業務の実績（5件以内）を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を5件以上有する。 ②同種業務の実績を4件有する。 ③同種業務の実績を3件有する。 ④同種業務の実績を2件有する。 ⑤同種業務の実績を1件有する。	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1
基本事項	・ 配置予定管理技術者の業務実績 平成25年4月1日以降の契約で平成30年6月30日までに完了した同種業務の実績（5件以内）を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を5件以上有する。 ②同種業務の実績を4件有する。 ③同種業務の実績を3件有する。 ④同種業務の実績を2件有する。 ⑤同種業務の実績を1件有する。	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2
	・ 配置予定管理技術者の資格 管理技術者経歴表（様式4）に記載された資格について、下記の順位で評価する。	① 2 ② 1 ③ 0

	<ul style="list-style-type: none"> ①技術士 ②RCCM ③上記以外 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理技術者の専任性 管理技術者経歴表（様式4）に記載された、手持ち業務の状況に応じて評価する。 ①5千万円未満かつ5件未満の場合。 ②5千万円以上4億円未満または5件以上10件未満の場合。 ③4億円以上または10件以上の場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ①3 ②1 ③0
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 業務を遂行する上でより適切な実施体制が確保されている場合優位に評価する。 ・専門技術者 業務の経験者や専門技術者を配置されている場合に優位に評価する。 ・品質向上 業務成果の品質向上（ミス防止体制等）の記載内容がより妥当であるものを優位に評価する。 ・セキュリティ及びコンプライアンス対策 セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容がより妥当であるものを優位に評価する。 ・その他 業務を遂行する上での実施体制に関する工夫点がより妥当であるものを優位に評価する。 	5点を上限とする
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務理解度 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 ・実施手順 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表がより妥当であるものを優位に評価する。 ・課題、留意点 業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容がより妥当であるものを優位に評価する。 ・その他 業務の特性を踏まえた実施方針に関する工夫がより妥当であるものを優位に評価する。 	15点を上限とする
評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・基本 評価テーマが明確に示されている場合、優位に評価する。 ・的確性 問題点、課題、留意点等が適切かつ論理的に整理されており、本 	40点を上限とする

	<p>業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>関連する技術基準等に基づく解析手法、検討手法の提案があり、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>・実現性</p> <p>提案内容に説得力があり実現性が高い場合に優位に評価する。</p> <p>提案内容の実現性を裏付ける手法、方法の実績等が明示されている場合に優位に評価する。</p> <p>業務の特性に応じた適切な解析手法、検討手法の提案がある場合に優位に評価する。</p> <p>業務の難易度に応じた高度な解析手法、検討手法の提案がある場合に優位に評価する。</p>	
ヒアリング	<p>・業務に対する技術力や理解度</p> <p>業務を実施するために必要な技術力等が確認でき、業務の目的や内容又は、提案内容を把握しており、質問に対して適切な回答、技術的根拠に基づく説明ができる場合に優位に評価する。</p>	20点を上限とする
参考見積	<p>・見積書の妥当性</p> <p>・見積額</p>	数値化しない

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 本実施要領で定めた提出書類の提出期限、提出先、提出方法、要件に適合しない場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 見積書の金額が予定額を超過した場合。(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 提出書類及びヒアリングにおいて、虚偽の記載、提案があった場合。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合。
- (6) その他本実施要領に違反すると認められた場合。

9. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- (3) 提出書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、認めない。
- (5) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な場合に複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提案者に無断で、提案の審査以外の目的で使用しない。
- (7) 本プロポーザルにかかる情報公開請求がある場合は、古賀市情報公開条例(平成11年条例第5号)に基づき提出書類を開示することがある。
- (8) 追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (9) 電子メール等の通信事故については、古賀市はいかなる責任も負わない。

10. 問い合わせ先

古賀市建設産業部建設課土木係

電話：092-942-1117（直通）

FAX：092-942-3758

E-Mail：k-doboku@city.koga.fukuoka.jp

担当：高原